

西北五環境整備事務組合：お知らせ版

◎豊の完全予約制について

平成31年4月1日より、西部クリーンセンターへ搬入される豊について、【完全予約制】になります。

廃棄される場合は、西部クリーンセンターへ予約を必ずお願いします。

※予約時に必要な事項

①住所 ②名前 ③電話番号 ④枚数 ⑤廃棄する理由

また、リフォーム・解体を問わず、業者（大工等）に委託している場合は、産業廃棄物として判断しますので搬入できません。

（根拠条文：廃棄物処理法第16条2、第25条第1項第1号、第15号、第32条第1項第1号）

なお、自己搬入車両がない場合は、搬出者が同乗の場合に限り受付しますので、身分を証明できるものを持参のうえ、お越しください。

西部クリーンセンター TEL 46-2141

予約電話受付：月曜日から金曜日

※詳細については、西部クリーンセンターまでお問合せください。

👉中央クリーンセンターからのお願い！！！！

※飲食店（グループホーム等）の皆様へ

「グリストラップ」の汚泥は、**産業廃棄物**です。し尿汲み

取り業者（一般廃棄物収集許可業者）に、収集処分してもらおうと違法になりますので、産業廃棄物収集許可業者へ依頼してください。

中央クリーンセンターに搬入される排水の中に油が混入に、し尿処理に支障をきたしています。台所で使用した「廃食用油」の処理は、直接排水口には捨てず新聞紙や油凝固剤を使用して、燃えるごみに出しましょう。

また、トイレに捨てられた生理用品・紙おむつ等も詰まりの原因になりますので、捨てないで燃えるごみに出しましょう。

【問い合わせ先】西北五環境整備事務組合 事務局 ☎ 38-1205

中央クリーンセンター ☎ 36-3601

西部クリーンセンター ☎ 46-2141